

竹島＝独島問題 「固有の領土」論の歴史的検討

前編・江戸時代から明治時代まで

◎『竹島＝独島問題：「固有の領土」論の歴史的検討・前篇』の訂正

次の箇所に誤りがありました。訂正をお願いします。

本稿「前篇」の正誤表

ページ	行	誤	→	正
45	25	本稿 ^x で ^x	→	本稿で
75	5	外一島之 ^x 義、本邦関係無 ^x 之 ^x 義	→	外一島之儀、本邦関係無 ^x 之 ^x 儀
77	注 2	八 ^x 十里許	→	八拾里許
87	10	日本領土 ^x へ ^x 編入は	→	日本領土への編入は
115	20	天皇 ^x の ^x 告 ^x 諭 ^x 文は省略した。 ^x	→	告文は省略した)。
173	12	大韓毎日 ^x 新聞	→	大韓毎日申報

竹内 猛

はじめに（竹島＝独島の地理的概観）

竹島は、島根県隠岐諸島の北西約157キロメートル、韓国のウルルン島（鬱陵島）の南東約92キロメートルの日本海に浮ぶ小島で、韓国では独島と呼ばれている（以下本稿においては、領有権問題の存在を考慮して「竹島＝独島」と表記する）。

竹島＝独島はウルルン島のような単一の島ではなく、細かく見れば東西の2つ大きな岩石島とその周辺の十数個の岩礁群からなっている。島の最高地点の標高は西島が174メートル、東島は98メートル。東島と西島とを隔てる狭い水道は、幅約150メートル、長さ約330メートル、その水深は10メートル未満と浅い。島の総面積は約0.23平方キロメートル、つまり陸地面積だけでいえば500メートル四方の広さもない小島である（以上の数値は、参照する事典類によって多少異なっている）。この島には平地がほとんどなく、また飲用に適した水源もないため元来人が住める所ではないが、現在は韓国政府が東島に灯台その他の設備を建設して警備隊を常駐させている。

竹島＝独島は、地質学的には朝鮮半島のテベク（太白）山脈からウルルン島、隠岐諸島に連なる火山帯に属し、第三紀の火山活動でできた火山島である。玄武岩質の溶岩と凝灰岩が互層をなし、柱状節理の発達した断崖が対馬海流（暖流）に洗われている。気候は比較的温暖で日本の山陰地方に類似する。ただ季節風が強く吹き、霧の発生も多いという（参照：田中豊治『隠岐島の歴史地理学的研究』）。

この島は江戸時代の日本では「松島」と呼ばれていたが、明治時代になるとその呼称はほとんど使われなくなり、もっぱら「りゃんこ島」「リランコ島」「ヤンコ島」など呼ばれるようになった。「りゃんこ島」以下の呼称は、19世紀半ばに竹島＝独島を「発見した」フランス船による命名「リアンクール岩（Liancourt Rocks）」の転訛したものである。

また日本では幕末・明治初めの一時期にウルルン島の方を「松島」と呼んだ場合があり、「松島」が今の竹島＝独島とウルルン島のどちらをさすか判別できないという名称上の混乱が起きた。この混乱は最終的に1880年に解消され、以降海図などで使われる公的名称として竹島＝独島は「リアンコート岩（または列岩）」となり、「松島」はウルルン島（鬱陵島）の別名とされるようになった。「リアンコート岩」の名称が「竹島」に変えられたのは、1905年の日本による領土編入のときである。

一方朝鮮／韓国においては、朝鮮王朝（1392年～1910年）の史書等に「于山島」「三峰島」などの名称で散見されるウルルン島の近くの島（属島）があり、それが現在の独島＝竹島に当たると主張している。しかしその解釈が正しいか否かについては、その解釈を否定する反論が出されており、研究者の間でも見解が分かれ議論は決着していない。

今日の「独島」という漢字表記の島名が初めて文献記録に現れるのは、日本側では1904年9月の『軍艦新高行動日誌』において、韓国側では1906年3月の鬱島郡守（ウルルン島の行政官）の政府への報告書の中においてである。ただしこの「独島」がそれ以前のいつ頃から使われ始めたのかを確かめられる史料・記録はまだ発見されていない。

「年月が経つとわれわれの記憶のなかで過去の出来事は次第にその姿を変えてゆく。新たに資料が発見されたり、公開されたりすることもある。しかしそれだけではなく、ほとんど常に、意識的にか無意識的にか、出来事の一面を忘れ、他面を強調して、現在のわれわれにとって出来事のもつ意味があきらかになるように操作する。その結果、永く記憶のなかに貯えられた過去の経験のそれぞれは、時と共に一種の寓話に似てくるだろう。寓話の意味は特定の時と場所を越えて通用する。そうでなければ思い出すには及ばない。もしも今も意味をもつ出来事をなお思い出さないとすれば、それは記憶喪失——しばしば集団的なそれ——であろう」(加藤周一「報道三題」：2005年2月22日・朝日新聞・夕刊「夕陽妄語」より)

目 次

はじめに (竹島＝独島の地理的概観)

第1章	朝鮮王朝と「于山島」「三峯島」	1
第2章	江戸時代の日朝関係とウルルン島＝「竹島」	8
第3章	「竹島」渡海免許状をめぐる諸問題	13
第4章	「竹島一件」をめぐる日朝交渉	20
	[コラム]「竹島」渡海の実際(寛文6年の事例)	46
	《補論1》「松島」渡海の可能性はあったか	47
	《補論2》安龍福来航事件	52
	《補論3》『隠州視聴合紀』の解釈をめぐる	66
第5章	明治維新期の「竹島／松島」をめぐる問題	71
第6章	竹島領有の閣議決定と公示をめぐる問題	79
	《補論4》島根県竹島視察団のウルルン島訪問をめぐる	117
第7章	日韓関係の歴史の中に位置付けて考える	125
	おわりに	168
	あとがき・参考文献	170
付録	「竹島土産」「竹島渡航日記」(『山陰新聞』より)	176

○凡 例

本稿（前編）は、竹島＝独島問題のうちの明治時代までを考察の対象としている。引用する史料・文献には漢文や日本式漢文体で書かれた文書が多いので、引用に当たっては概ね次のような原則によった。

- (1) 旧漢字（正字体）は、現在通用している漢字（略字体）に置き換えた。
- (2) 史料・文献をそのままの形で引用する場合は「 」とし、要約したり現代語に直したりして引用する場合にはく ）を使って括った。また漢文史料などに付した「大意」は、いわゆる「現代語訳」そのものではなく引用者による解釈や理解の概要を示したものである。
- (3) 長めの省略は「・・・(中略)・・・」等としたが、短い場合には単に「・・・」とした。
- (4) 特に断らない限り引用文に付したルビ（漢字の読みや漢文の読み下しを示す振り仮名）は、もっぱら読み通し易くする目的で引用者がつけたものであり、違う読み方が考えられる場合もある。
 (例) 付て：ついて、つきて 而して：しこうして、しかして
- (5) 変体仮名は原則として現在通用の仮名に置き換えた。また仮名の繰返し記号は原則して当該の仮名に置き換えた（例：かゝる→かかかる）。ただし翻刻された近世期の史料集や明治期の新聞などで使われているものについてはそのままにした場合がある。

第1章 朝鮮王朝と「于山島」「三峯島」

竹島＝独島についての歴史記録としては、早い時期のものが朝鮮王朝（1392～1910）の正史（『朝鮮王朝実録』と総称。また『李朝実録』とも呼ぶ）のウルルン島（鬱陵島）に関する記事中に散見される（→表1）。しかしそれらが確実に竹島＝独島をさすものといえるのかについては、研究者によって解釈に違いがある。

[表1] 15世紀以降の朝鮮王朝の文献に記載された2島の異名

成立年	文献名	ウルルン島	竹島＝独島(*)	備 考
1432 / 1452 年	世宗実録地 理志	武陵島（鬱陵 島）	于山島	「新羅時称于山国、一云鬱陵島」ともあり、一島説を注記している
1451 年	高麗史地理 志	鬱陵島（武陵、 羽陵）		「一云于山武陵本二島」と二島説を注記している
1499 年	成宗実録	茂陵島、武陵島	三峰島	
1531 年	新增東国輿 地勝覧	鬱陵島（武陵、 羽陵）	于山島	「一説于山鬱陵本一島」と一島説を注記している
1728 年	肅宗実録	鬱陵島	于山島（松島）	（→補論2「安龍福来航事件」参照）
1805 年	正祖実録	鬱陵島	可支島	可支島で可支魚〔アシカ〕2首を捉えたと記されている。

(*) 竹島＝独島の欄の異名は、「一島説」（→1-1参照）に立つ論者からは認められていない。

1-1 「于山島」について

朝鮮王朝の正史『世宗実録』の「地理志」（1432年成立、1452年一部を増補し完成）には、次の記事が見える。

「于山武陵二島、在県正東海中、〔割注：二島相去不遠、風日清明則可望見、新羅時称于山国、一云鬱陵島、・・・〕」（巻153、「地理志」江原道蔚珍県条）

（大意：于山、武陵の2島は、県の東方海上にある。2島の間は、遠く離れてはいない。風があつて空気の澄んでいる時は望み見ることができる。新羅時代は于山国と称した。一説に鬱陵島という。・・・）

また『高麗史』の「地理志」（1451年成立）には、次のように書かれている。

「鬱陵島、〔割注：在県正東海中、新羅時称于山国、一云武陵、一云羽陵、・・・(中略)・・・、一云于山武陵本二島、相距不遠、風日清明則可望見〕」（巻58、「地理志」蔚珍県条）

上掲2史書の引用箇所のうち「武陵」島が現在のウルルン島を指すと見ることに

竹島=独島問題：「固有の領土」論の歴史的検討

—前編・江戸時代から明治時代まで—

2010年11月15日発行

著 者 竹 内 猛

印刷・製本 報 光 社

©Takeshi TAKEUCHI 2010 Printed in Japan